

事後審査型制限付き一般競争入札共通事項  
(特定建設工事共同企業体用)

1 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員として入札に参加できる者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)（以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。

2 入札手続

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により関係書類を提出することとする。
  - ① 提出書類
    - ・ 特定建設工事入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「参加申請書」という。）
    - ・ 参加申請書の配布は、電子入札システムからのダウンロードを原則とし、契約課窓口での配布は行わない。
  - ② 提出場所
    - ・ 場所：宇都宮市理財部契約課（5階）
    - ・ 提出書類は持参とし、電送によるものは受け付けしない。
- (2) 入札は公告で指定された入札方法によるものとする。
- (3) 指定された提出期限までに、公告で指定された送付方法により代表者が入札書を提出すること。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

- ① 入札参加資格確認書類
    - ・ 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
    - ・ 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書により求められている書類
  - ② 入札参加資格確認書類の交付
    - ・ 入札参加資格確認申請書は、電子入札システムからダウンロードを原則とし、契約課窓口での交付は行わない。
- (2) 入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出期限及び提出方法

① 提出期限

確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）とする。

② 提出方法

「事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書」については、電子入札システムにより提出すること。なお、「事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書により求められている書類」について、電子入札システムからの提出ができない場合は、宇都宮市理財部契約課（5階）へ持参し提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日の翌日から原則2日以内（市の休日を除く。）に通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前号の通知を受けた日の翌日から2日以内（市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に第1号に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

4 入札の無効

次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

① 代表者以外の者が入札書を送付したとき

② 入札書とともに提出する工事費内訳書に、共同企業体名、代表者の名称（社名）及び代表者の記名のない入札

5 特定建設工事共同企業体の取扱い

(1) 複数の落札者となることができない「取り抜け方式（近接工事、分離・分割工事・同日同工種工事）」においては、入札参加形態が、以下のいずれの場合であっても、特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員も取り抜け方式の対象とする。

なお、同日同工種工事については、入札方式または総合評価落札方式における評価方式が異なる場合には取り抜けの対象としない。

① 特定建設工事共同企業体と特定建設工事共同企業体の工事

② 単体と特定建設工事共同企業体の工事

(2) 別に入札条件を付している場合には、この限りではない。

6 その他

この共通事項に定めるもののほか必要な事項は、公告で示した入札方法の共通事項とする。